

平成29年度 第2回市川市自立支援協議会

日 時：平成29年8月31日（木）
午後1時30分～3時30分

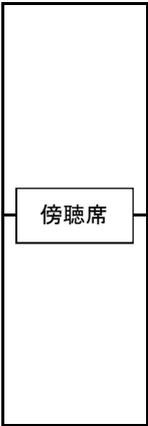
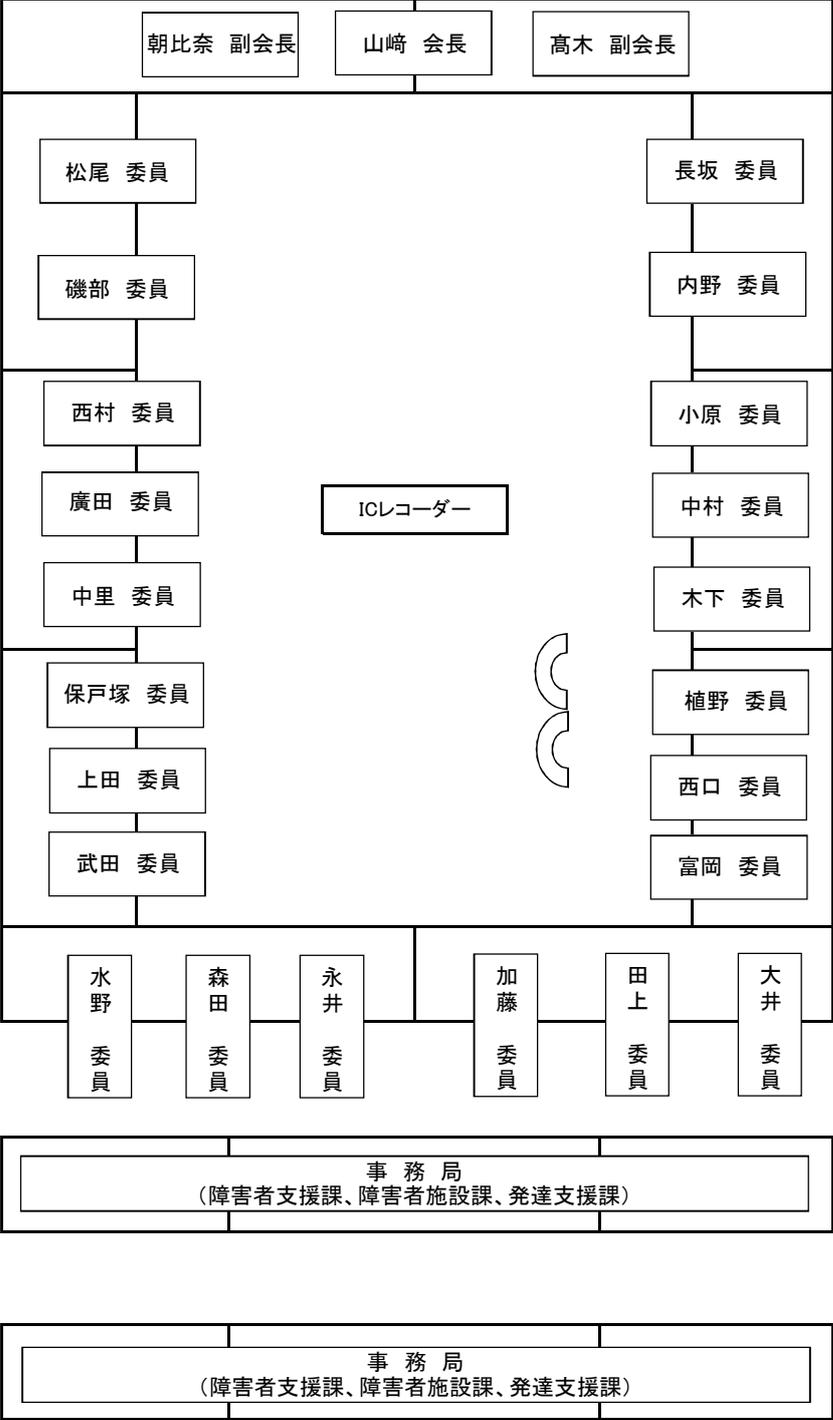
場 所：急病診療・ふれあいセンター2階
第2集会室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 各専門部会・障害者団体連絡会の状況について
(資料1-1～4)
- 3 次期障害者計画の策定について
(資料2-1～4)
- 4 地域生活支援拠点について
(資料3)
- 5 その他
- 6 閉会

第2回 市川市自立支援協議会 席次表

平成29年8月31日
市川市急病診療・ふれあいセンター 2階
第2集会室



○各関連会議からの報告 *別紙参照

- ①市川障害児者相談支援事業所連絡協議会 (Is-net)
- ②権利擁護連絡会
- ③地域移行支援協議会
- ④障害児支援連絡会
- ⑤重心サポート会議

○次期障害者計画策定について

前回の本会での提案書より、具体的な施策や事業についての意見・提案の抽出を実施。

○えくる 相談者数推移 *別紙参照

○各プロジェクト取組報告

【プロジェクト 1】 ガイドライン改訂

- ・相談窓口 ポイントの見直し

【プロジェクト 2】 ガイドライン研修

全 3 回 17:30~20:30 急病診療・ふれあいセンター2階 集会室

- ・1回目 平成 30 年 1 月 12 日 (金)
前年度同様 理念・概念の理解 (保戸塚氏・山崎氏)
- ・2回目 平成 30 年 1 月 26 日 (金)
差別、虐待について
経済的虐待事例 演習・ロープレ 等
- ・3回目 平成 30 年 2 月 9 日 (金)
検討中

【プロジェクト 3】 人材確保、育成、啓発及び拠点事業への取組 別紙参照

- ・各関連協議会等との情報交換会終了。全 10 団体 延べ 233 名からの意見を集約し
課題を抽出

多かった課題として、人材確保・育成、啓発（周知・連携）についての取組を行って
ていく予定。

—上がっている意見—

* 人材確保

管理者・経営者対象の説明会等の実施 / 優良事業所への褒賞 / 加算・手当を
つける 等

* 育成

アセスメントシートの再作成と共有 / マニュアルの作成（現在進行中） / 認定
調査委託 / 医師の意見書 開示 / 基本相談範囲・保障 / Is-net サポート
事業の活用促進 / 障害分野別技術能力向上 等

* 啓発

学校、保護者、サービス事業所、医療機関、保育クラブ 等

* 拠点事業

基幹の増設 / 警察介入事例 / 緊急対応 等

* その他

家族支援 / 行政との連携・共有、期待 / コミュニケーション支援のバリア
等

IS-net 活動報告

【定期総会】

- 日時 : 平成29年5月23日(木) 13:30~14:15
場所 : 勤労福祉センター本館 第2会議室
議事 : ①平成28年度事業報告
②平成28年度決算報告(監査報告含む)
③会則改正(案)
④役員報酬規程(案)
⑤謝礼金に係る規程
⑥平成29年度事業計画(案)
⑦平成29年度予算(案)
⑧平成29年度役員紹介
参加者 : 会員43名

【幹事会】

- 日時 : 平成29年7月7日(金) 10:00~12:00
場所 : 障害者支援課支援ルーム(急病診療・ふれあいセンター3F)
議事 : ①CSK・・・5月役員会
②ぶっちゃけ会・・・第1回ぶっちゃけ会報告
第2回ぶっちゃけ会企画(案)
医師と相談支援専門員との連絡票(案)について
③研修・・・第1回初任者向け基礎講座報告
10月研修会(外部講師)について
④保戸塚会長より・・・相談支援事業所実態調査(案)について
⑤内野会計より・・・立替・研修等請求書について
会費納入についての進捗状況
⑥事務局より・・・情報交換会アンケート結果について
事業所ツアーについて
サポート事業の実施について

【情報交換会】

- 日時 : 平成29年5月23日(木) 14:15~16:30
場所 : 勤労福祉センター本館 第2会議室

内容 : 情報提供

- ①市川市障害者支援課
- ②基幹相談支援センター
- ③南八幡メンタルサポートセンター

参加者 : 会員39名

【初任者向け基礎講座（第1回）】

日時 : 平成29年6月30日（金）16:30～18:00

場所 : 勤労福祉センター（本館）第4会議室

内容 : 「障害者と相談支援」日本の障害者と相談支援の歴史

参加者 : 会員13名

【ぶっちゃけ会】

日時 : 平成29年5月26日（金）18:00～20:00

場所 : ふれあいセンター3F 支援ルーム

内容 : 計画相談あるある

参加者 : 会員11名

以上

市川障害者権利擁護連絡会からの報告（平成29年8月31日本会用）

1. 平成29年2月20日 定例会報告（午後1時から、メンタルサポートセンターにて）

- ・参加者・・・後見相談担当室より2名。家族会4団体より8名。市川市差別の相談窓口より2名参加。
- ・内容・・・担当室より、成年後見制度利用促進法について説明有り。法人後見3件受任。
- ・市川市差別の相談窓口より説明

市川市における差別に関する地域協議会の設置について。既存の「市川市における暴力等対策ネットワーク会議」を地域協議会として位置付けた。

平成28年4月設置以来、7件の相談を受けた。

質疑・・・家族も差別的取り扱いについて、慣れてしまっていたり、気が付かなかったりして、相談窓口につながっていない。今後、地域の中で、意識して、見ていく必要を話し合った。

2. 平成29年5月22日 定例会報告（午後1時から。市川市中央公民館にて）

- ・参加者・・・後見相談担当室より2名。家族会4団体10名。
- ・内容

① 担当室より

- ・昨年度の活動報告があり、講演会や出前講座が25回。相談件数434件。

市民後見人養成講座受講者19名は、今年度より、専門職後見人について実習をしたり、日常生活自立支援事業の生活支援員について、実習を重ねて行く予定。

- ・法人後見については、現在、6件を受任中。

・後見制度利用促進法基本計画にうたわれている地域連携ネットワーク推進のために、後見相談担当室は、「後見支援センター」として組織を改めていきたい旨、市と話し合っていく、とのこと。

② 家族会より

- ・「障害のある人と成年後見～家族の思いを伝える～」の改訂版を作製する。

・昨年、千葉県手をつなぐ親の会とPACガーディアンズの両方で、県内入所支援施設への、後見制度に関するアンケートを取った。今の後見制度が持つ課題や問題点が明らかになった。その報告をした。

3. 平成29年7月11日（午前10時～午後3時。男女共同参画センター）

① 家族会より

- ・冊子「家族の思いを伝える」改訂版作成状況報告

・7月10日 市川手をつなぐ親の会「福祉部長を囲む会」にて、後見相談担当室を、後見支援センターへ改組してほしい旨、意見発表を行ったので、その報告をした。

② 担当室より

- ・法人後見受任件数 6件。うち、障害者が1件。市長申し立てが3件。

・専門職後見人によるアドバイザーを設置。弁護士・司法書士・社会福祉士の3名。

・市民後見人養成講座受講者の現況 月1回定期研修会。訪問活動に同行。

・市民後見人の今後の見通し・・・単独型後見（社協が監督人）、社協との複数後見など、いくつかのパターンがあり、模索中。

③ 成年後見セミナーについて

・今年度は、11月10日（金）に実施 午前10時より 会場： 男女共同参画センターにて

・親の高齢化にともない今年度のテーマは「『わたしの意志』を伝える～成年後見そして遺言・相族」
講師は、酒井伸明氏 次回定例会 8月31日 午後1時より 全日警にて

地域移行支援協議会について報告

サンワーク相談支援事業所 じょいたむ

松田 武丈

平成 29 年 6 月 15 日（木） 15 時半～南八幡ワークスにて開催された

「平成 29 年度 第 2 回地域移行支援協議会」について以下のとおり報告いたします。

◆第 1 回圏域連携コーディネーター会議の報告

…年二回開催され県の事業概要説明も含 圏域内での実施状況の報告 情報共有の場

千葉県精神障害者地域移行支援事業協において議会開催、ピアサポーター配置 遠隔地退院支援事業を実施しているが、これらのほかに「人材育成事業」を今年度より船橋、海匝、印旛の 3 圏域にて実施される予定

…精神障害者地域移行支援・地域定着協力病院の認定について

認定のため昨年より動いている。国府台、式場、中山病院などで推進したい

◆遠隔地退院支援事業について

圏域以外の病院（長期）より地域に戻りたい人、遠隔地の方に沿ったものを目指す

現状としては数があがってこない故に、県としては使いやすものを提供していきたいとしている（委託費用の予算等は組まれている）実績は 28 年度に 1 件（市川市）のみ 今後工夫が必要としている 病院の方にもこの制度を知ってほしいと思う

今年度予算の使い方も（とくに旅費や人件費）考慮されつつあり、今後該当者ではと思われる場合は支払い等も含めコーディネーターの石原まで相談

◆定着支援に関して

各事業所の現状や取り組んでいる故の悩み等を話す

・定期的な訪問で見守るタイプが多いか

・通所、居宅のサービスにつながらない→定着で引っ張らざる終えない現状が一部見られる

介護保険に繋がらない場合も同様

・地域移行を利用するにあたり定着支援の利用は必須か？→ケースによる

・電話対応について→夜間電話がないわけではない

・定着支援の終了が見えない。いつまで使えるかわからないのに定着支援で引っ張れるか？

・請求の際にこれは対象になるのか？と、請求に迷うこともあり

・1 日 2 回の出勤 請求は出来るものならしたいのだが…

◆中山病院内にて院内研修開催 ※今年も呼んで頂ける予定

基本的な講義のほかに当事者に来てお話をしてもらいたいという意見があり調整

29 年 9 月 29 日開催予定

◆その他

各事業所より地域定着支援の実施状況の報告がなされた

- ・夜間も対応 当番制で動いています
- ・家族と一緒にだと…定着つけられない これははがゆい
- ・実際に稼働はないけれど電話が多い人がいる 対応が難しいケースも
- ・障害福祉サービスに繋がらず、定着支援でひっぱるケースも有
- ・定着支援を外した人は、各事業所でしっかりと様子を見てもらう
- ・終了のタイミングが難しい 体制作りをしたけどどうまくいかなかった事もあり
- ・緊急携帯電話を用意 頻繁に電話が来るケースもある
- ・定着支援のサービスを外せない…更新せざる終えない。そういった場合は基幹に相談？
- ・他市区町村はどんな感じなのだろうか…

簡単に定着のサービスを出してくれないところもあると聞いたけど？

⇒市川市らしい地域定着支援を作り上げていくことを目指したい

<参考>地域定着支援…市川市29件 全国…1785件(26年度)

次回 8月24日開催予定

障害児支援連絡会・活動報告

○定例会（情報交換会含む）を、以下の通り実施しました。

日時： 平成29年6月27日（火） 10:00～12:30

会場： 市川市急病診・ふれあいセンター2F集会室

参加者： 市内の障害児支援関係事業者、特別支援学校関係者、社会福祉協議会担当者、市川市発達支援課、市川市障害者支援課等、計70名ほど。

次第： ・当年度事務局及び幹事の紹介

・報告及び連絡

ライフサポートファイルの説明と活用のお願（発達支援課）

庁舎移転に伴う課内体制の変更について（障害者支援課）

基幹相談支援センターの整備について（障害者支援課）

基幹相談支援センターえくるの紹介（芦田行徳ST副所長）

相談支援に関する意見交換（金委員、保戸塚委員）

・情報交換会（事例検討会）

事業所より、保護者・家庭支援や地域連携に関する事例を提出していただき、グループ及び全体討議を実施しました。

重症心身障害児者サポート会議 報告書

平成 29 年 7 月 10 日開催 会議報告

① 障害者計画について

これまでの計画では、具体的な記載の少なかったリハビリテーションについて、次期障害者計画では第 5 節に「保健・医療・リハビリテーションの充実～健やかに暮らす～」として取り上げられることより、計画として具体的な方針を求めると共に、地域が取り組むべきことを確認した。(別紙参照)

② 基幹支援センターと地域生活支援拠点に関するシンポジウム開催について

7 月 28 日開催の地域生活支援拠点について、課題の認識を共有し、重心サポート会議からは、具体的に医療的ケアの必要な方が利用できる入所及びショートステイの施設がないことを具体的事例を通し示す。

このような環境から重心サポート会議では、「どれみ♪ネット」として民間の通所施設、ヘルパー事業所、訪問看護事業所等を結び付けて行える支援体制を考えてきたことを説明し、そこにはコーディネーターが必要となり、配置に対する予算の要望、また面的整備をする際の協力できる施設、事業所への家賃補助や設備に対する助成を行って頂きたいことを発表する。

③ キッズどれみ♪について

8 月 19 日開催の児童を対象とした日中預かりのイベントについて以下を確認した。

- ・パンフレット(申込用紙)配布先 ※利用者用とボランティア用別
- ・申し込み締め切り期日
- ・レクレーション内容

午前 ハンドアーチェリー(肢体不自由児者父母の会より借用) 午後 音楽

④ 事例検討

今年度は会議参加の事業所や機関において、相談支援に関わる事例を発表して頂き、検討する時間を設けた。6 月 7 月は、県立船橋特別支援学校、8 月松香園予定。

以上

市川市の地域におけるリハビリテーションについて
—障害者計画策定に向けて—

平成 29 年度までの市川市障害者計画では、リハビリテーションは、「第 4 節保健・医療の充実（健やかに生きる）の 2. 医療・リハビリテーション」に記載があり、<施策の基本方針>として「障害者が現在の心身機能を維持するためには医療・リハビリテーションが不可欠なことから、できるだけ身近で、そのサービスを利用することが出来る様、医療関係者の障害への理解促進や専門家の育成・確保、福祉機能との連携を進める」とされている。

具体的な重点事業として、「身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業」の中で、肢体不自由のある方の身体機能を維持するために、理学療法・作業療法士が、地域への通所や施設への巡回、戸別訪問などにより訓練・指導を行い、地域におけるリハビリテーション体制整備をすすめるとあった。

次期障害者計画では、上記の保健・医療の充実に加えて、第 5 節として「保健・医療・リハビリテーションの充実～健やかに暮らす～」とされると、自立支援協議会 P T より提案があり、より意識される項目となり、具体的な方針が求められる。

これまでの、重点事業での課題は、「地域リハビリテーション」を普及させることとして、まずは日中活動の場である施設への巡回指導という方法を通じてその効果を実感し、利用者本人や家族の変化、施設職員の介護方法や関わり方の改善が見られたとあるが、そもそもの「地域リハビリテーション」の概念がなじみの薄いことであり、今後も研修会等も加えて取り組んでいくとされている。

「地域リハビリテーション」とは、障害を持つ人や高齢者及びその家族が、住み慣れたところで、そこに住む人々と共に、一生安全に生き生きとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動すべてをいうと定義され、行政や、専門職の方々のみが行うことではなく、家族や、福祉施設やヘルパー、それぞれがその意識を持って関わり成し遂げることであり、このような福祉サービスにおいてもリハビリテーションについての方針を掲げることが重要ではないかと考える。

巡回指導があり、やってもらっているという感覚から自分たちが取り組んでいることという方向へ進んでいけるよう計画にも示していただき、具体的な活動へと繋げていきたい。

福祉の制度としてもリハビリ加算等、専門的な視点や技術が必要となるが、執り行える要件はあるなかで、あらゆる人々が協力し合って地域の体制作りを行える目標や方針を明確に掲げていただきたい。



平成28年度 基幹型支援センターえくる 報告

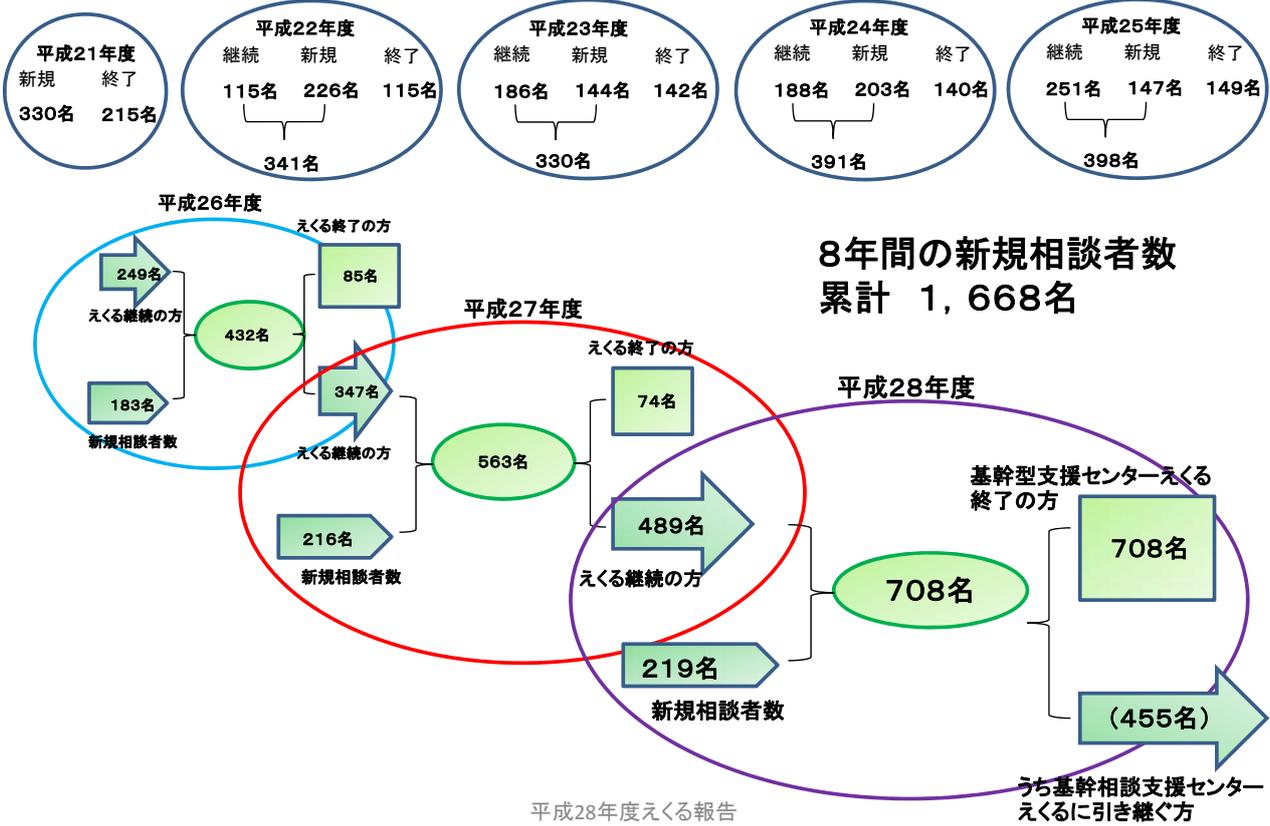
- 1) 平成21年度～平成28年度 相談者数推移
- 2) えくる支援ステージ
- 3) 平成28年度 新規相談者・年代別
- 4) 平成28年度 新規相談者・障害別
- 5) 平成28年度 新規・えくるへの入り口

- 6) 平成23年度～平成28年度 新規年代別累積データ
 - ① 新規（～20）
 - ② 新規（60～）
 - ③ 年代別累積データ報告
- 7) 平成21年度～平成28年度 8年間の障害別相談者数

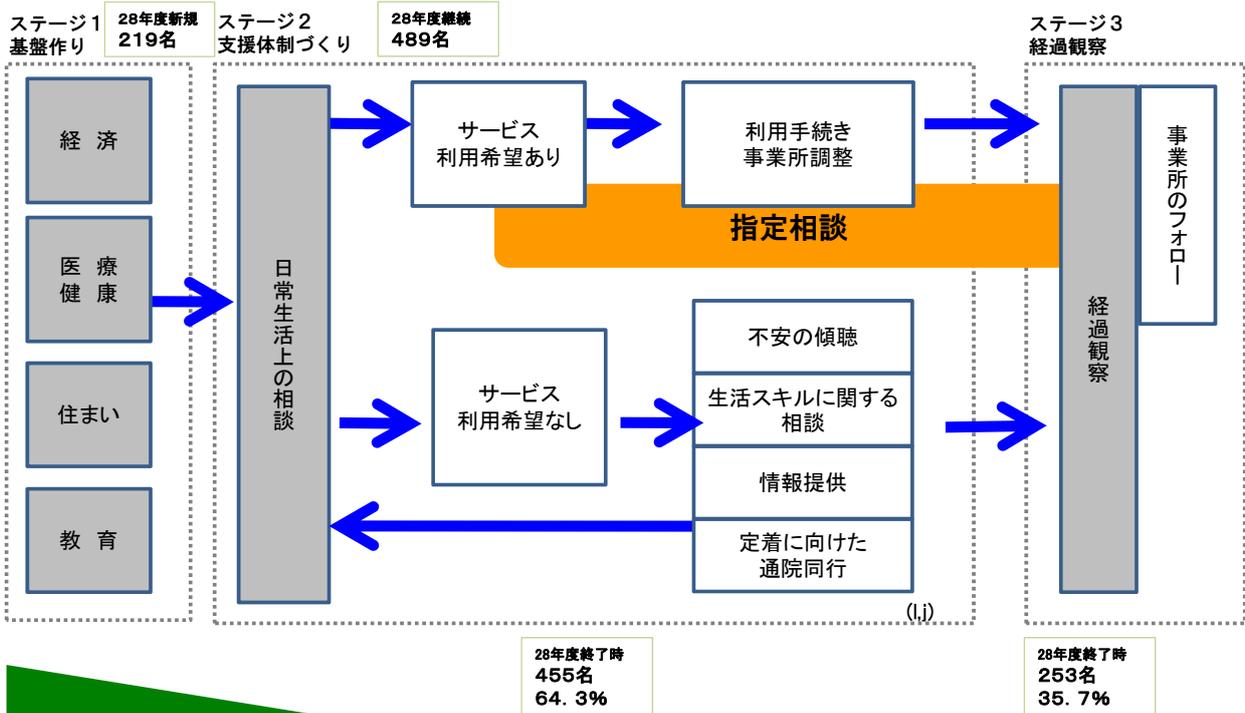


1)平成21年度～28年度相談者数推移

H21・4/16～H29・3/31

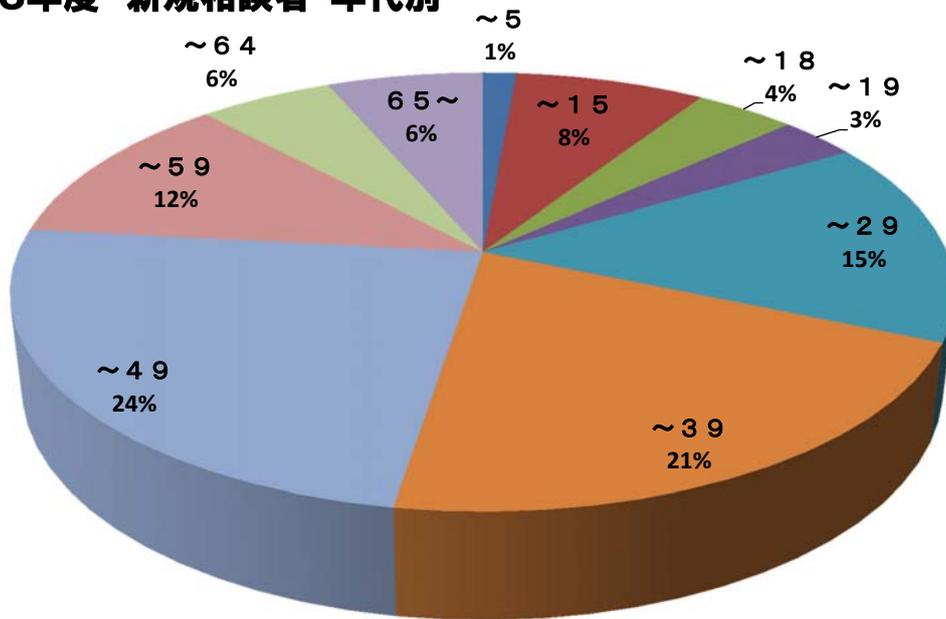


2)えくる支援ステージ



えくるの支援ボリューム

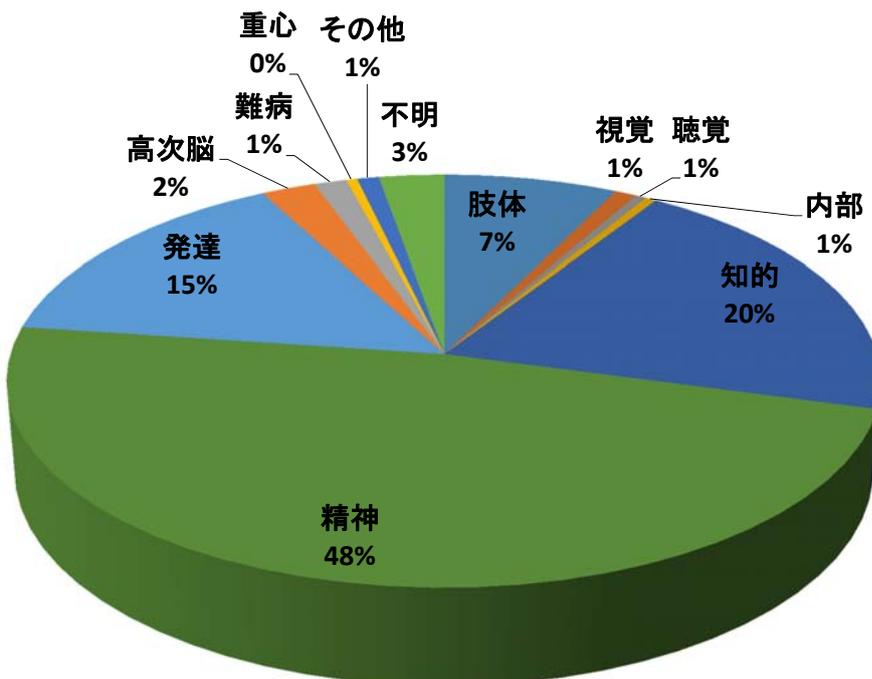
3)平成28年度 新規相談者・年代別



28年度	20代										30代	40代	50代	60代	高齢者	不明	合計
年齢	~5	~15	~18	~19	~29	~39	~49	~59	~64	65~	不明	合計					
人数	3	17	9	7	33	46	53	25	12	14	0	219					
	36				169				14	0							
	16.44%				77.17%				6.39%	0.00%		100.00%					

平成28年度える報告

4)平成28年度 新規相談者・障害者別



	(人数)	(比率)
肢体	16	7.3%
視覚	2	0.9%
聴覚	1	0.5%
内部	1	0.5%
知的	44	20.1%
精神	105	47.9%
発達	33	15.1%
高次脳	5	2.3%
難病	3	1.4%
重心	1	0.5%
その他	2	0.9%
不明	6	2.7%
	219	100.0%

平成28年度える報告

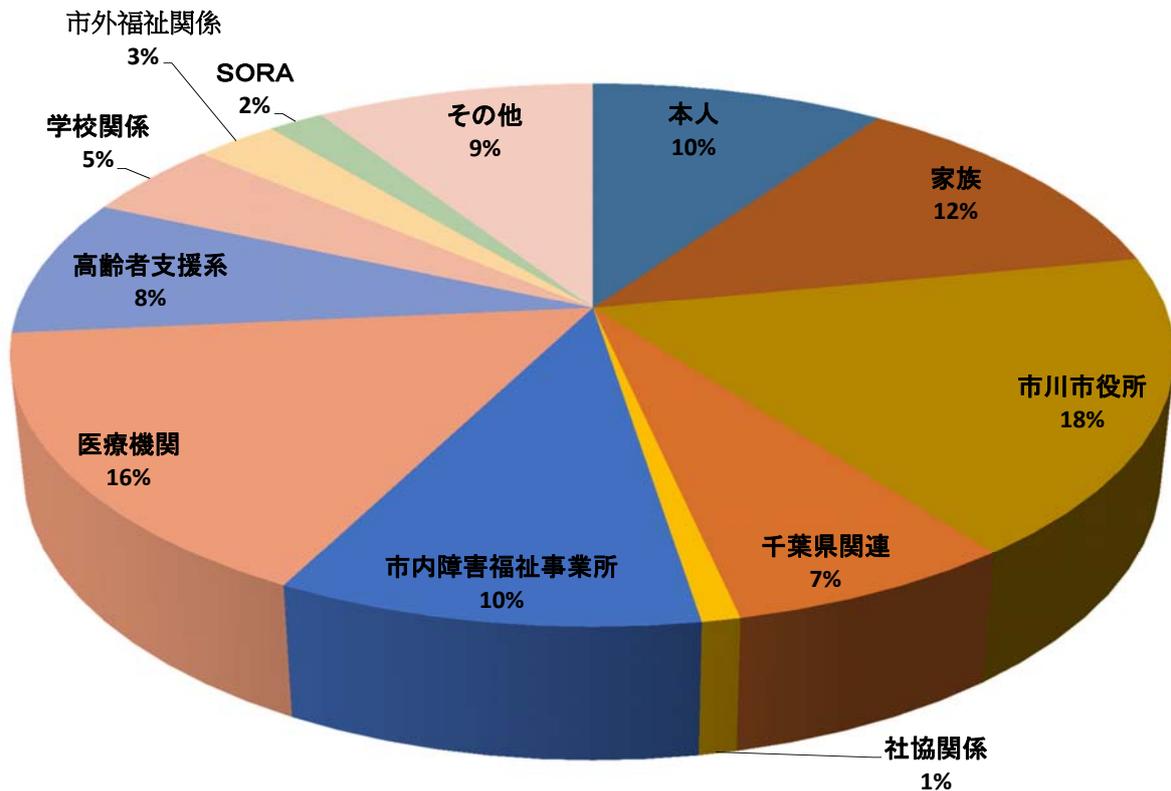
5) 平成28年度 新規・えるへの入り口

大項目	件数	
本人	21	9.59%
家族	27	12.33%
市川市役所	39	17.81%
千葉県関連	15	6.85%
社協関係	2	0.91%
市内障害福祉事業所	22	10.05%
医療機関	35	15.98%
高齢者支援系	18	8.22%
学校関係	10	4.57%
市外福祉関係	6	2.74%
市川市生活サポートセンター	4	1.83%
その他	20	9.13%
	219	100.00%

中項目	件数
本人	21
親	26
きょうだい	1
障害者支援課	15
メンタルサポートセンター	9
生活支援課	3
保健センター	6
介護福祉課	1
子育て支援課	1
こども発達センター	1
市営住宅課	1
身障センター	1
市議会議員	1
保健所	2
CAS	1
中核センター	5
GH支援ワーカー	1
児童相談所	1
千葉リハビリテーションセンター	2
ハローワーク	1
警察署	2
社協	2
障害福祉サービス事業所	15
計画相談・障害児相談支援	6
委託就労支援機関	1
精神科医療機関	26
医療機関	2
市外医療機関	7
包括	
高サポ	15
介護CM	3
小中高大学校	5
特別支援学校	5
市外福祉関係機関	3
市外 計画相談・障害児相談支援	3
生活サポートセンター	4
その他相談機関	2
不動産	2
知人	2
親の会	7
当事者会	4
他市基幹	2
書き添いほっとライン	2
各種イベント	1
	219

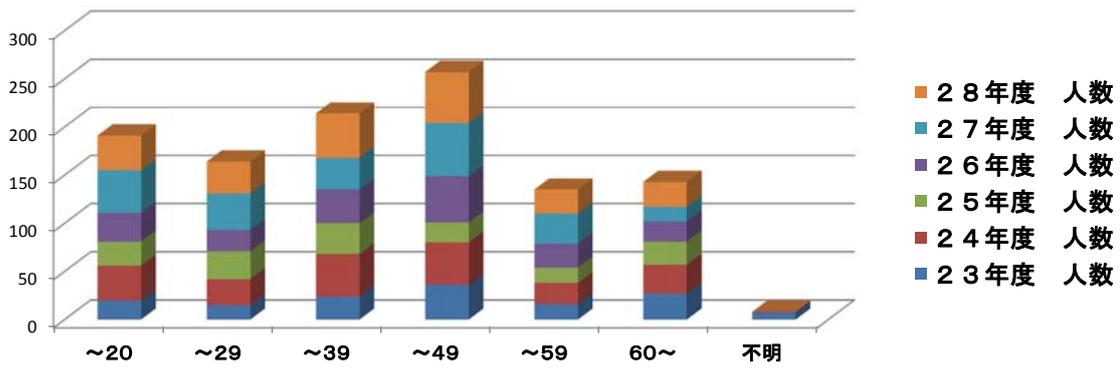
平成28年度える報告

平成28年度 新規・えるへの入り口



平成28年度える報告

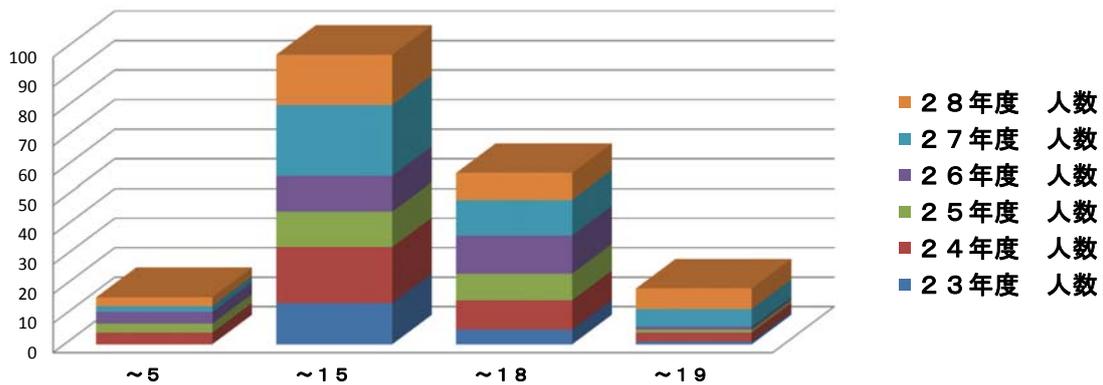
6)平成23年度～平成28年度 新規年代別累積データ



年齢	～20	～29	～39	～49	～59	60～	不明	合計
23年度 人数	20	15	24	36	16	27	6	144
24年度 人数	36	27	44	44	22	30	0	203
25年度 人数	25	29	32	21	16	24	0	147
26年度 人数	30	22	35	48	25	21	2	183
27年度 人数	44	38	33	55	31	15	0	216
28年度 人数	36	33	46	53	25	26	0	219

平成28年度える報告

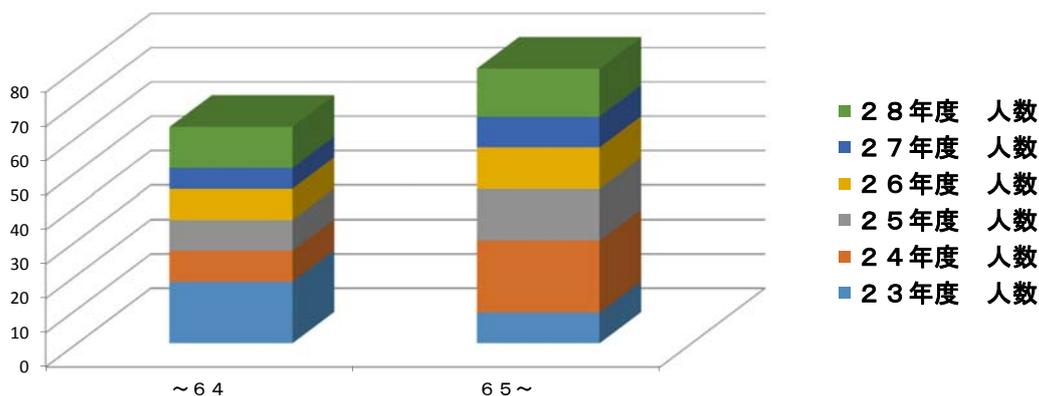
① 平成23年度～平成28年度 新規(～20)累積データ



年齢	～5	～15	～18	～19
23年度 人数	0	14	5	1
24年度 人数	4	19	10	3
25年度 人数	3	12	9	1
26年度 人数	4	12	13	1
27年度 人数	2	24	12	6
28年度 人数	3	17	9	7

平成28年度える報告

② 平成23年度～平成28年度 新規(60～)累積データ



年齢	～64	65～
23年度 人数	18	9
24年度 人数	9	21
25年度 人数	9	15
26年度 人数	9	12
27年度 人数	6	9
28年度 人数	12	14

平成28年度える報告

③ 年代別の累積データからの報告

30代～40代の相談者像

- (1) 親が介護保険を利用する年代になり親のケアマネが入ることで引きこもっていた障害を持ったお子さんが見つかったケース
- (2) 親が高齢となり子供の先行きが不安となりつながったケース
- (3) 脳梗塞、交通事故等で高次脳機能障害を発症
- (4) 過度なストレス等で精神疾患を患った方

～20歳までの相談者像

- (1) 高校受験に向けて手帳取得や特別支援学校への道筋をはかるケース
- (2) 親の気持ちの中で子供が安定して暮らせるように願う
- (3) 子供に障害があったときにどこにつながれば良いか？

60歳～の相談者像

- (1) 介護保険のケアマネへのアシスト
- (2) 障害があっても高齢化の波が現実化

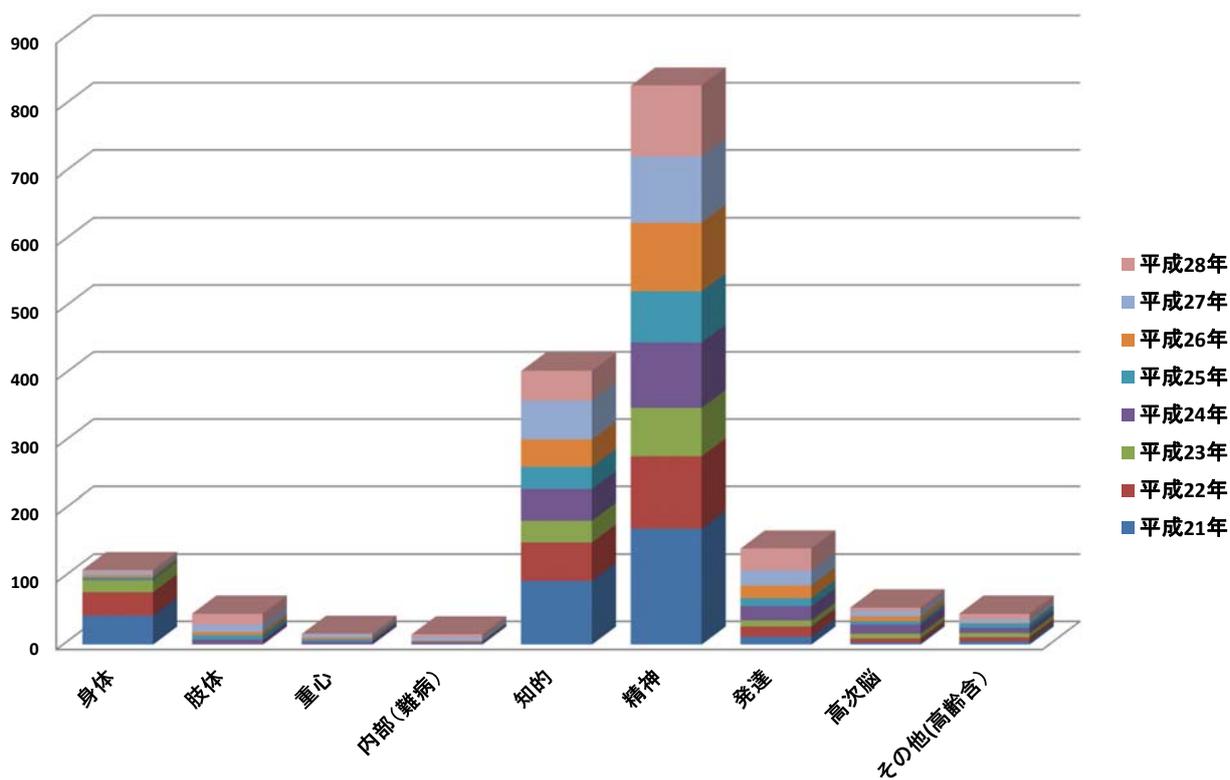
平成28年度える報告

7) 8年間の障害別相談人数

	身体	肢体	重心	内部 (難病)	知的	精神	発達	高次脳	その他 (高齢者)	
平成21年	43				95	172	12	3	5	330
平成22年	35				57	107	15	6	6	226
平成23年	18				32	72	9	7	6	144
平成24年	1	7	5	4	46	97	21	14	8	203
平成25年	3	7	3	1	33	77	12	5	6	147
平成26年	4	5	3	1	41	102	19	7	1	183
平成27年	4	11	4	5	58	98	22	8	6	216
平成28年	3	16	1	4	44	105	33	5	8	219
合計	111	46	16	15	406	830	143	55	46	1,668
	6.65%	2.76%	0.96%	0.90%	24.34%	49.76%	8.57%	3.30%	2.76%	100%

平成28年度える報告

8年間の障害別相談者数



平成28年度える報告

1. 報告

○部会 5/23、7/3、8/8 に開催。幹事会を部会前に 3 回開催。

- ・ 障害者計画への提言についての検討
- ・ 地域生活支援拠点についての検討
- ・ 関連会議（居宅支援連絡会・日中活動連絡会・グループホーム等連絡協議会・重心サポート会議）からの報告を受け、情報共有および情報交換
- ・ is-net、障害者団体連絡会等の関連団体との情報共有

○啓発活動

市川市との協働の元、以下のイベントを、部会委員を中心とした実行委員会方式で準備中。

(1) 和洋女子大学 里見祭でのハートフルツアー

- ・ 例年同様、大学のご協力のもと実施予定

(2) 障害者週間イベント

- ・ 例年、12 月 3 日～9 日の障害者週間の時期にコルトンホールなどで実施しているイベント
- ・ 今年はその期間に開催すると同時に、日程を限定せずその前後数週間に市内各所で行われる様々な行事を障害者週間イベントと関連付ける
- ・ テーマカラーを市川市の色（水色）を使った水玉とし、ポスター・チラシを作成
- ・ イベント・行事・サービス事業所等には、水玉模様を掲示・身につけてもらう
- ・ 市内随所で見かける水玉模様から、障害への意識を醸成するような働きかけ

2. 各連絡会・会議等の活動

(1) 日中活動連絡会

- ・ 利用者・家族の高齢化の実態把握のためのアンケート調査実施予定

(2) 居宅支援連絡会

- ・ 9/13 研修会
ホームヘルプサービスを利用している当事者のお話を伺う

(3) GH 等連絡協議会

- ・ GH ニーズ把握のためのアンケート調査実施予定
内容、対象、配布方法等の検討中

(4) 重心/サポート会議

- ・ 8/19 「お泊りどれみ♪」の実施
- ・ どれみネットによる宿泊体験の企画

以上

平成 29 年 8 月 31 日 (木)

就労支援部会からの報告

○就労支援部会としての取り組み

1. 就労支援担当者会議・福祉的就労担当者会議での合同研修の実施

↓

今年度は福祉的就労担当者会議のメンバーが中心となり、テーマを設定する。

●就労支援担当者会議（しゅうたん）の取り組み

- ①市内の事業所ガイドを更新中
- ②就労移行事業所説明会の実施の検討
- ③各事業所間での協力体制の確立
- ④ハローワークが中心となり、労働関係法令・制度に関する勉強会の実施

●福祉的就労担当者会議（ふくたん）の取り組み

- ①就労支援部会合同研修に関するテーマの検討
- ②賃金向上・支援力強化にかかわる内部勉強会の実施
- ③本人・家族の高齢化に係る諸問題の整理・検討

以 上

平成29年第2回自立支援協議会 障害者団体連絡会資料

障害者団体連絡会からの報告

1. 昭和学院インタビュー報告
全国大会 11位入賞 制作したラジオ番組を団体連絡会で拝聴の予定
2. 防災プロジェクトチーム
別添資料参照
3. 啓発バリアフリーハンドブック編集委員会
印刷やこれからの啓発活動に対する活動の施行
4. 障害者週間
当日のブース、チャレンジドミュージカル参加予定
5. ハートフルプラン等の提案
 - ①問題提起 … 精神保健福祉について 別添資料参照（注意：数字に関しては推計）
 - ②防災に関して … 前項の別添資料参考
6. 公民館等の利用について
予約の配慮について
7. 障害者団体連絡会のこれからの方向性の志向
 - ①市の事務局が離れてからの独立性について
 - ②障害者団体連絡会の自助活動について
 - ③アンケート等からの問題把握
 - ④関係機関との連携
 - ⑤障害者にかかわる機関との啓発、話し合いの協議の推進
8. 9月7日の障害者団体連絡会勉強会
基幹相談支援センターえくるについて

【防災プロジェクトチーム】

1. 防災訓練への参加

各団体への周知 … 次年度以降下記事項をより具体化するうえで参加要請をする
(障害者支援課の支援を強化)

2. 自立支援協議会への提案

障害者計画における災害対策の推進

①避難体制の整備

・避難行動要支援者名簿の早期定着化

②避難所における良好な生活環境対策

・避難所となる学校等のバリアフリー化の推進

・情報・コミュニケーション等に対する支援

・福祉避難所（二次避難所）の設置状況及び該当箇所の状況

(福祉避難所の確保・運営ガイドライン等、内閣府防災担当 28 年 4 月参照)

③災害時に必要とされるものの備蓄

・ストーマ装具等及び医療品等の備蓄

・物資供給協定について

④障害者通所事業所等における災害時マニュアル及び避難訓練等の実施について状況把握

3. 防災プロジェクトの開催日程

原則、本会議の後に実施する

【南八幡メンタルサポートセンター民営化の問題点について】

富岡太郎

地域に潜んでいる「ひきこもり」は、精神科につながっている人が4分の1だそうです。4分の3は、家族が隠していて恥じている状態です。(ひきこもりは恐らく2%そのうち受診者は、4分の1ですから、市内48万人の0.5% 2,500人くらい。この中で手帳や自立支援をもらっている人は500人くらいだろうと思われます。2%という数字は「クラスに1人」です。全国で300万人となります。一方、全国で60万という数字もありますが、たぶん受診者をカウントしている『0.5%』でしょう。)

高齢ひきこもりは、ひきこもりの半分と言われており、市川市では1,250人となりますが、困難ケースは250人くらいと思われます。このボリュームを押さえておくと、「基本相談」の必要な患者さんが潜んでいる実数を考えることができます。このうち「掘り起し」の対象となるのは、50人くらいではないか？200人は自分から「手上げ方式」で相談のアクションを起こすでしょう。

民営化前のメンタルサポートセンターは地道に「掘り起し」を行っており、私の知る限り、1日の電話件数が40人、訪問件数は10人くらいだと思います。(かつての『センタータイムス』には数字が出ていました) 電話相談は週2〜3回、訪問は月2〜4回がスタンダードだと思います。これで、職員と「信頼関係」が生まれると、「外へ出る」段階に入ります。「週1回ランチグループの参加」が第1歩です。(つまり相談支援と社会資源「地活」が一体の方がいい人が50人くらい存在するという事です)「日中活動」が面白くなると、「メンタル利用者」となり、地活機能にのっかります。そこで初めて「対等な関係性―仲間作り」を体験します。逆に言うと「仲間・友達」の手前に「職員に依存する状態」が存在し、「人間不信克服の第一歩」とは「信頼できる職員への依存」なのです。だから、「特定の職員を指名して関係性を求め」その人だけ受け入れるという「むずかしい患者さん」が50人は存在することになります。相談支援職員と社会資源職員を「切り離して」別人とした方が「患者抱え込み」にならず、その方がいいのですが、これは一般論に過ぎません。大部分はそうした制度の方がいいということです。一部の「むずかしい患者さん」は民営化前のメンタルサポートセンターのような「地活I型」の方が相応しいという結論に至ります。現在III型となったメンタルサポートセンターでは、「基本相談」は実行できず、「取りこぼしたケース」が続出し、(このような制度にのっからない50人の人たちが)自殺リスクをかかえることとなります。

なお、自殺者の大部分は精神科受診を拒否したひきこもりの人たちで「うつ症状」を引き金にして自殺に至るであろうと思われます。(4分の3の中の人たちです)これが市川では年間80人くらいになっているということです。私たちが「手上げ方式」に終始する限り、自殺対策は10人減らすことが限界だろうと思われます。

次期障害者計画策定に向けた相談支援部会からの提案と課題

- ◎：計画に反映し、計画期間内に取組を開始
- ：計画に反映し、取組を検討
- ・：市川市における課題

1 市の相談支援

- ◎相談受付の窓口の障害者支援課への一本化
- ◎基幹相談支援センターの拡大・拡充

- ・どこにいったら相談できるかわかりにくい現状
- ・基幹相談支援センター「えくる」や中核地域生活支援センター「がじゅまる」における、相談終了にならない方の滞留の多さ
- ・サービスに繋がりにくい人への支援のあり方
- ・基幹相談支援センターの評価機能の位置づけ

2 計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援

- ◎計画相談の周知・普及や連携の必要性
- ◎当事者、事業者、行政の三者が満足できる仕組みの構築の必要性

- ・計画相談が認知されていない、定着していない
- ・計画相談を受ける際のトリアージの仕方の難しさ
- ・相談支援事業所数の不足
- ・相談支援専門員の絶対数の不足・専従職員の少なさ
- ・計画相談支援事業所間のバラツキ（受けている件数等）
- ・計画相談支援に係る報酬単価の低さ
- ・セルフプラン率の高さ
- ・計画相談支援事業所とその他の相談機関の役割分担の明確化

3 就労に関連した相談

- ・相談支援体制の確立と就労支援の促進がリンクしていない（就労するとサービス利用がなくなり、計画相談支援が外れる現状）
- ・就労している人の生活支援への対応
- ・就労の定着支援の定義の見直す必要性（これまでは職場で上手くいくように→今後は生活全般が上手くいくように）
- ・雇用率に算定されない（週 1~2 回程度で短時間での労働）人への対応

- ・ニーズはあっても支援にあてはまらない人が障害者就労支援センター「アクセス」や障害者就業・生活支援センター「いちされん」に滞留している現状

4 権利擁護

- ◎後見センターの創設（親族後見人へのサポート）

5 サービスや社会資源について

- ◎移動支援の利用の柔軟性・対象者の拡大（突発的な利用、通学、実習や送迎での利用・身体障害者の基準の緩和）
- 地域で暮らしていくためのサービスなどの社会資源の充実
- 市レベルにない社会資源との連携の必要性

- ・サービスの受け皿の少なさ（居宅介護・グループホーム・短期入所・移動支援）
- ・重度心身障害児者や医療的ケア児・者への対応ができる事業所の少なさ
- ・地域生活支援事業の利用に柔軟性が欲しい
- ・地域活動支援センターを併給できる雰囲気

6 住まい

- ・保証人がいない人の住居確保
- ・住み続けるための支援の必要性

7 連携

- ◎行政における所管間（障害と教育や高齢）の連携ができる仕組みづくり
- ◎学校や関係機関との協議の場の設置
- ◎障害と高齢の連携の必要性や役割分担の明確化
- ◎介護分野との連携強化（ショートステイや通所でのハードの共有）
- 介護分野に対する大人の発達障害の理解促進や普及啓発
- 地域住民との連携や協働

- ・警察との連携や自殺未遂者への夜間・休日対応

8 高齢化

- サービスの利用に上手く繋がらない人への支援
- 手帳所持者や介護者の年齢層での人数把握

- ・老老介護、老障介護の問題
- ・地域生活支援拠点と絡めて、地域で暮らしていくための具体的な方策が必要

9 その他の課題

- 地域でのリハビリテーションの推進
 - 福祉教育の推進
 - 引きこもりや虐待の掘り起こしに繋がるコミュニティーナースの取組を補助金や委託により事業化
-
- ・情報アクセシビリティの弱さ
 - ・災害発生時や発生後の支援の仕組みの構築
 - ・研修開催の際の会場確保への支援
 - ・中途障害による、失職のリスクの高さ
 - ・経済的に問題を抱えている人へのフォローの必要性
 - ・障害児福祉計画と障害福祉計画の連動性の確保
 - ・障害者の概念を再定義する必要性（手帳所持者→支援が必要な人）

生活支援部会からの提言

「このまちで共に生きる」を実現するため、生活支援部会として「地域生活支援拠点」の整備を中心として下記を提言します。

自立支援協議会においてご協議いただき、市に対し提言していただきますようお願い申し上げます。

尚、障害者計画に反映し期間内に実施すべき最優先項目は◎、優先項目は○、課題として取り組むべき項目は□としております。

記

I. 平成32年度末までに地域生活支援拠点（以下「拠点」）をスタートすること ◎

（1～5は、拠点の機能として国が位置付けているものです。）

1 相談

- ・拠点と基幹相談支援センターが有機的な連携を取れる体制とすること

2 体験の場

- ・宿泊体験の場の重要性を認識すること
- ・地域生活支援事業の安心生活支援事業等の事業を活用すること

3 緊急時の宿泊

- ・支給決定のない場合も想定し、短期入所以外の資源の活用がはかれるよう、空床確保の経費・待機人員の人件費の保証をすること

4 人材の確保育成

- ・「相談」「コーディネート」「宿泊」に対応できる人材を、分野の偏りなく確保・育成できるよう、市全体の取り組みとして位置付けること
- ・法人等が協働し、継続的・計画的に拠点に携わる人を出せる仕組みを構築すること
- ・人材が定着するよう、従事者を支える仕組みを構築すること

5 地域の体制作り

- ・拠点には専従のコーディネーターを置くこと
- ・拠点の宿泊を担うところについては、夜間体制を取れるようにすること
- ・グループホームの開設を計画的に行い、運営について手厚い支援を行うこと
- ・高齢化・重度化に対応できるよう、移動支援の時間数を増やす、利用条件の緩和など柔軟な運用をはかること
- ・地域包括ケアシステムを見据え、他制度等との連携を意識した体制作りを目指すこと

II. 全体に関すること ○

1. 基幹相談支援センターの充実（当初目標としていた3ヶ所の設置）
2. 人材確保・定着・育成については、「研修」等を事業化し予算の裏付けをはかること
 - ・市内・県内の大学や福祉系の養成機関との連携を充実させる取り組みを明記すること
 - ・人材に関する中長期にわたる具体的な計画を立て、実施すること
 - 例：専門スタッフを養成する指導者を作ること
 - ・人材を支える仕組の構築をすること
 - 例：SVの仕組作り、事業所ごとに得手不得手があることを踏まえたもの
 - ・ピアスタッフ（ピアサポーター）の育成、定着支援、研修の仕組み作りに取り組むこと
 - ・権利擁護者（アドボケート）の育成に取り組むこと
3. 啓発
 - ・市川の福祉を伝えるポップな総合パンフレット作り
 - ・義務教育との連携

III. 各連絡会、会議等から上がった課題 □

- ・送迎体制の確立（継続）
- ・南部地域の事業所の計画的開設（継続）
- ・車椅子・ベッド等のまま利用できる日中の場の整備（継続）
- ・本人の高齢化対策
 - 共生型サービス（介護保険事業の併設） バリアフリー化 スタッフ養成
- ・市川市家賃補助制度の継続
 - 日中事業所の継続運営、新規立ち上げの推進の為
- ・医療との連携・協働の推進（とりわけ医療的ケア・精神障害分野）
- ・地域移行（退所・退院後）（社会的ひきこもり含む？）を支える資源作り
 - 外泊体験の場、一定期間集中して体験・訓練できる場、宿泊型自立訓練
- ・緊急で避難できる場、寂しさから逃れる場、夜間～早朝独りにならない居場所作り

以上

次期障害者計画策定に向けた就労支援部会からの意見

『障害者雇用に関して』

：平成30年4月1日から、障害者の法定雇用率が2.2%に引き上げ（更に平成33年4月までには、更に0.1%引き上げ）となる。

- ◎：計画に反映し、計画期間内に取組を開始
- ：計画に反映し、取組を検討
- ・：課題

1 就職後の定着支援について

- ・支援者のマンパワーの限界のため、ケースへのフォローが低下している。
- ・仕事以外の相談等、これまで想定していなかった定着支援の負担が増加している。
- ・一般就労により、福祉サービスが途切れてしまう。

2 就労以外の相談の増加

- ・仕事以外（家族の高齢化に伴う介護問題等）の相談が増加している。

3 場の必要性

- ◎仕事後に立ち寄れる場所、ニーズをすくい上げる場所が必要となる。
- ◎職場内・職場外での当事者同士の支え合いのための場所が必要となる。

その他

- ・一般就労により福祉サービスが途切れることとなり、就労支援機関と相談支援機関との連携の在り方・役割分担の明確化が必要となる。

障害者団体連絡会からのハートフルプランの提案事項

私たち障害者団体連絡会の役員は今回のハートフルプランについて全部については検証は出来なかったが、私たちが急務と思われる問題について大きく二つ提案するものとする。

1. 防災対策について

- ①防災という言葉自体を大きく取り上げて欲しい
- ②避難行動要支援者名簿を自治会との取り交わしを平成32年度まで締結する
- ③第2次福祉避難室の設置場所、運営方法を確立する

2. 精神保健福祉について

相談事業

精神障害者の極度の引きこもりや自殺願望者の困難ケースは特別な支援体制を実行する

国が描く 地域生活支援拠点 のあり方について



和洋女子大学
高木憲司

地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【骨子】

平成29年7月7日

趣旨

H32年度までの間、地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

目的

障害者等の**重度化・高齢化**や「**親亡き後**」に備えるとともに、**重度障害にも対応**できる専門性を有し、障害者等やその家族の**緊急事態に対応**を図る。

(1) **緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等**の活用

⇒地域における生活の**安心感**を担保する機能を備える。

(2) **体験の機会**の提供を通じて、**施設や親元からGH、一人暮らし等へ**の生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備

⇒障害者等の**地域での生活を支援**する。

必要な機能等

拠点等の機能強化を図るため、**5つの機能**を集約し、**GHや障害者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」**、また、**地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」**等、地域の実情に応じた整備を行う。（例：「多機能拠点整備型」＋「面的整備型」）

- | | |
|----------|--------------|
| ①相談 | ②緊急時の受け入れ・対応 |
| ③体験の機会・場 | ④専門的人材の確保・養成 |
| | ⑤地域の体制づくり |

※ 地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。

そもそも、何故「地域生活支援拠点」が必要なのか？

24時間365日、安心できる場所で暮らしたい → 施設入所

- ・ 重度障害のある人
- ・ 行動障害のある人
- ・ 突発的な対応が必要な方

選択肢は、施設入所しかないのか？
 地域で暮らし続けるためには何が 필요한のか？
 →・・・5つの機能が必要

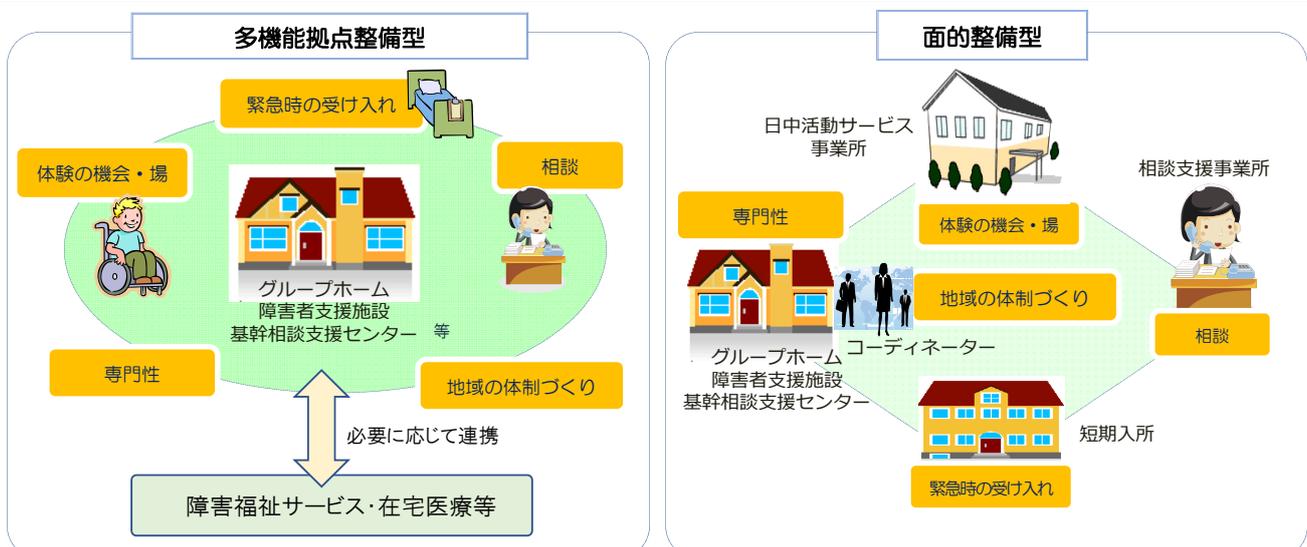


多機能拠点型と面的整備型（イメージ）

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

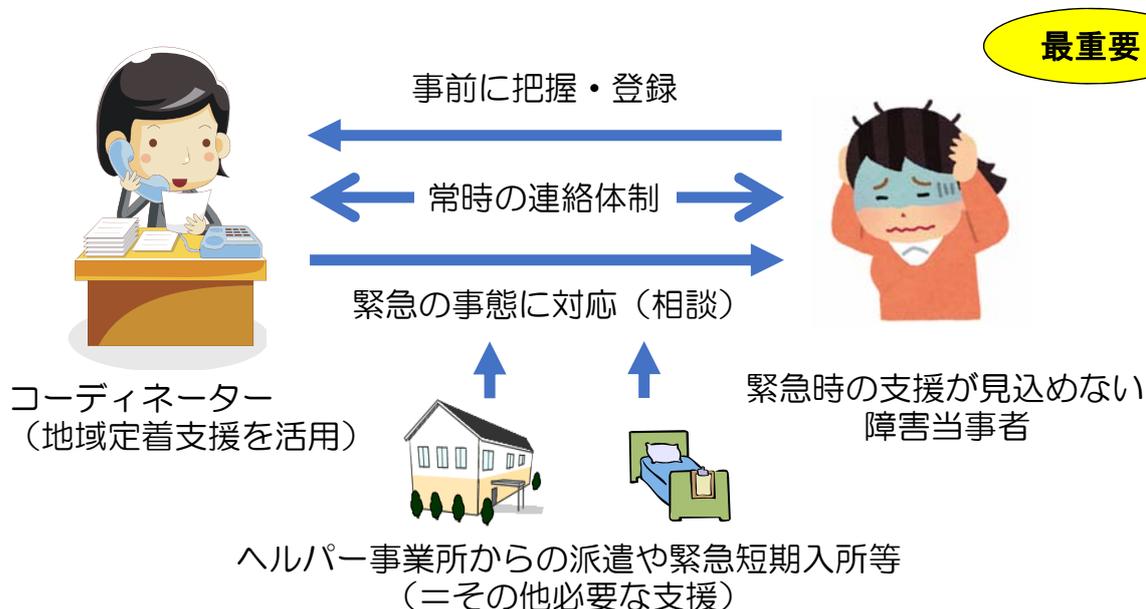
各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、**協議会等を活用して検討**。



(1) 具体的な内容

①相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに **地域定着支援を活用して、コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録**した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能



②緊急時の受け入れ・対応

- **短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保**した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の**緊急時の受け入れ**や**医療機関への連絡**等の必要な対応を行う機能



③体験の機会・場

- **地域移行支援や親元からの自立**等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

人は「想像できないこと」は
自らしない!

④専門的人材の確保・養成

- **医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者**に対して、**専門的な対応を行うことができる体制の確保**や、専門的な対応ができる**人材の養成**を行う機能



喀痰吸引等研修

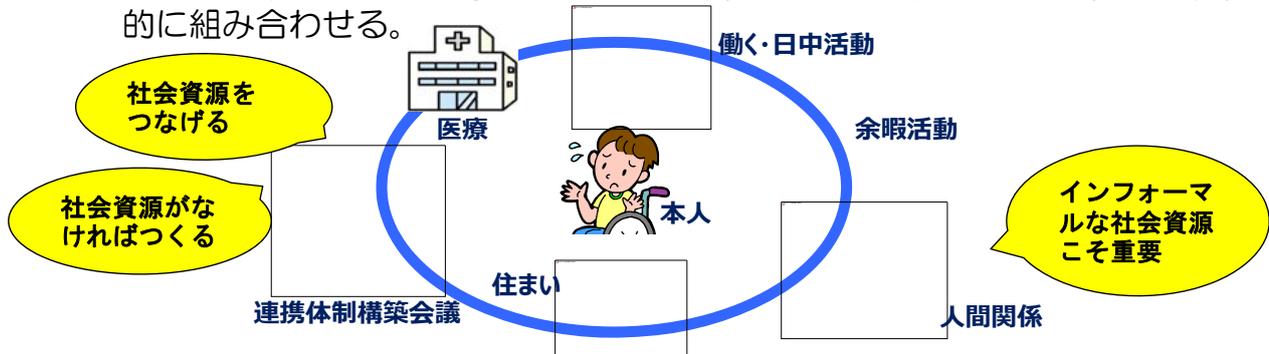
強度行動障害支援者養成研修



⑤地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用して**コーディネーターを配置**し、地域の様々なニーズに対応できる**サービス提供体制の確保**や、**地域の社会資源の連携体制の構築**等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。



※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

(例：「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、
「障害者等の生活の維持を図る機能」等)

**地域包括ケアシステムの推進
(高齢分野・児童分野・防災分野等との連携)**

(2) 運営上の留意点

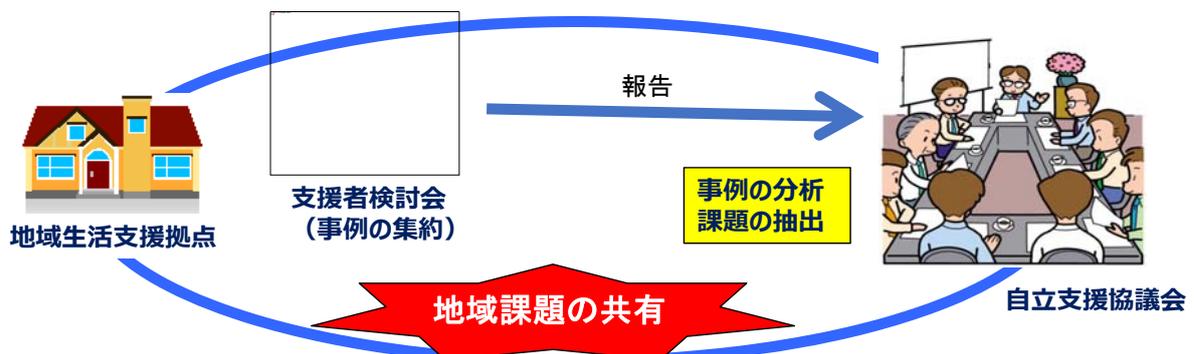
①拠点等において支援を担う者（支援者）の協力体制の確保・連携

支援者が拠点等における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、**地域の課題に対する共通認識**を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施しなければならない。

②拠点等における課題等の活用について

拠点等においては、**個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用**することが重要である。

そのため、例えば、**支援者レベルの検討会**を開催し、蓄積された事例を集約し、市町村が設置する**協議会の部会等の場に報告**することが必要である。



③拠点等に必要な機能の実施状況の把握

市町村は、拠点等に必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、例えば、市町村が設置する**協議会の部会等の場を活用して、拠点等の運営に必要な機能の実施状況を把握**しなければならない。

具体的には、例えば以下の（ア）から（サ）に掲げる内容を踏まえながら、拠点等に係る**短期・中期・長期の運営方針を定めていく**こととし、その**実施状況を把握**する。（以下に掲げる内容は例示である。）

（運営全般に関するもの）

- （ア）拠点等の組織・運営体制・**担当する区域（※）におけるニーズの把握**を行っているか
 - ・拠点等の整備方針の基本理念の検討、**関係者間の共有化**が図られているか
- （イ）地域ごとのニーズに応じて**重点的に行うべき業務**の方針
 - ・重度、高齢化、独居世帯等の障害者等の**生活状況の確認**を行っているか
- （ウ）障害福祉サービス等事業所・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との**連携**）構築の方針
 - ・障害者等や地域住民を含め地域の関係者を集めて、**協議会で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップ等**を開催しているか
- （エ）**個人情報の保護**
 - ・支援者間において、市町村が定める個人情報保護の規定を踏まえた対応が図られているか
- （オ）**利用者満足の上**向
 - ・相談や苦情に適切に対応できる体制となっているか
- （カ）公正、公平性・中立性の確保
 - ・公正、公平性・中立性の観点から、**適切に障害者等の受け入れ**を行っているか

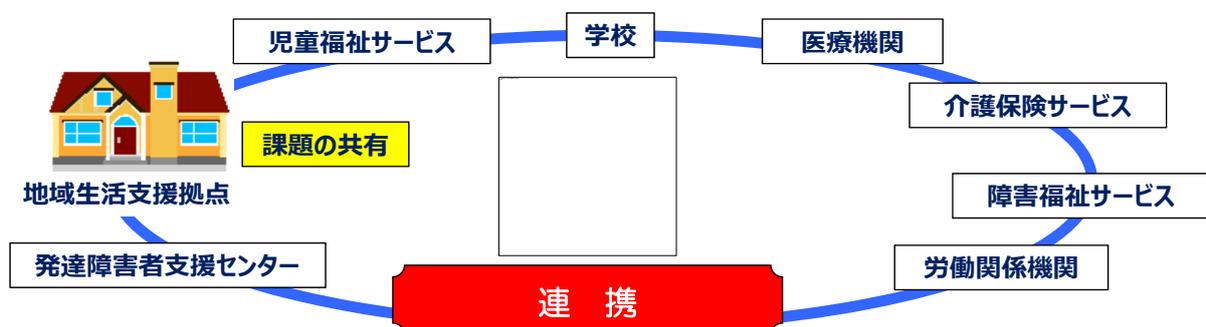
※ 拠点等の整備に係る区域(担当区域)については、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域等との整合性に配慮し、効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当区域を設定する

（個別機能に関するもの）

- （キ）相談
 - ・障害者等やその家族の相談には**各制度とも十分に連携しながらワンストップで対応**しているか
- （ク）緊急時の受け入れ・対応
 - ・「緊急時」の定義付けを行い、**緊急時の対応（定義外の対応を含む。）について、具体的な方法を定めている**か
- （ケ）体験の機会・場
 - ・**空き家・公民館等を最大限活用**しているか
- （コ）専門的人材の確保・養成
 - ・障害者等の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成するため、**専門的な研修等の機会を確保**しているか
- （サ）地域の体制づくり
 - ・**地域の多様な社会資源の開発や最大限の活用**を視野に入れた必要な体制を構築しているか

④各制度との連携

拠点等は、障害者等の地域での生活を支援することを目的としているため、地域における障害福祉以外のサービス等との連携体制の構築が重要であるため、各制度とも十分に連携しながら、拠点等の運営に当たる必要がある。



市町村・都道府県の責務と役割

(1) 整備に向けた取組

- ・拠点等は、「基本的な指針」において、平成29年度末までに市町村等に少なくとも一つ整備することとしているが、必ずしも整備に向けた取組が進んでいない状況である。(H28.9月時点で22自治体)
- ・このため、第五期障害福祉計画においても引き続き同様の整備目標を掲げるが、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかった市町村等においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考としながら、**地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。**
- ・なお、**拠点等の整備がなされたか否かについては**、市町村における必要な機能等を踏まえ、**その実効性が担保されたか**どうか等により総合的に判断されたい。
- ・その際、拠点等の**整備時期を明確にしておく**ことが必要である。例えば、**協議会等の合意をもって、拠点等の整備がなされたと判断することも考えられる。**そのため、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等の整備においては、市町村が、例えば、協議会等の必要な場を主体的に設ける必要がある。
- ・また、**「面的整備型」を行うに当たって、短期入所事業所を整備することとなった場合等について、社会福祉施設等施設整備費の優先的な整備対象としてふさわしいもの**と考えられる。
- ・さらに、**地域生活支援事業等の「地域移行のための安心生活支援」の事業も活用**いただきたい。

(2) 必要な機能の確保・発揮に向けた体制整備に向けての留意点

市町村は、「地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について」(平成28年8月26日事務連絡)において示している点に留意し行うこと。(P15~19)

(3) 拠点等の必要な機能の充実・強化

市町村は、拠点等において必要な機能を充実・強化することができるよう、**その関与に努める**ものとする。

市町村の定期的な評価

・まずは拠点等の支援者自らがその取組を振り返るとともに、整備主体たる市町村が拠点等の運営や活動に対する評価を定期的に行うことが重要である。
→具体的には、例えば、市町村が設置する**協議会の部会等の場を活用**し、利用者、家族等の関係者からの意見等も踏まえ、市町村が定めた運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、評価を適切に行い、公正、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できる。



チェック

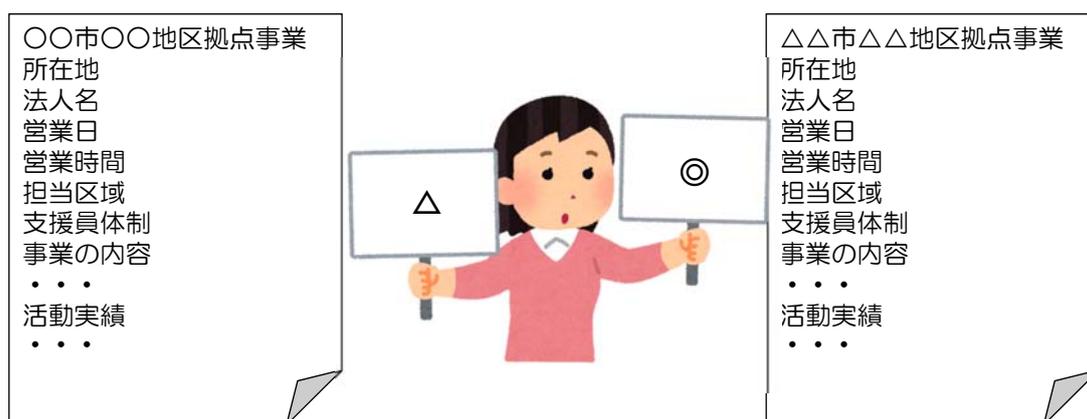
利用者、家族等の関係者からの意見も踏まえ、効果的、効率的な運営がなされているか等について評価



拠点等の取組情報の公表（普及・啓発）

・拠点等は、地域で生活する障害者等やその家族の身近な相談機関として、その**業務内容や運営状況等を幅広く周知**することにより、拠点等の円滑な利用やその取組に対する障害者等及び地域住民の理解が促進されることから、市町村は拠点等の取組内容や運営状況に関する情報を公表するよう努めることとする。その際、**特に「面的整備型」の場合については、必要な機能等を包括的に明示するなど、わかりやすく伝わるように工夫いただきたい。**

→具体的には、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、支援員体制、事業の内容、活動実績及び市町村が必要と認める事項（拠点等の特色等）の公表を行うこととするが、この取組を通じて、拠点等が自らの取組と他の地域の拠点等の取組とを**比較することも可能となり**、自らの拠点等の運営の**改善にもつながる**ことが期待できる。



（４）都道府県の役割

・都道府県は、管内の市町村を包括する**広域的な見地から**、市町村から拠点等の整備に関する検証及び検討状況等の**聞き取りを行い**、市町村障害福祉計画との調整を図る。また、市町村等における拠点等の**整備を進めるに当たって必要な支援（※）を行う**とともに、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備が見込まれない市町村に対して、整備に向けた検討を早期に行うよう促す必要がある。

※ 必要な支援については、例えば、**都道府県において拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し**、管内市町村における**好事例（優良事例）の紹介**、また、**現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援**を図るなどの対応が考えられる。



・なお、平成29年度から市町村協議会の活動状況について、都道府県が適切に把握する体制を構築するため、**地域生活支援事業等において、「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」を創設しているが、当該事業については、都道府県協議会において管内市町村協議会の具体的な活動内容等についての報告を行う場を設けるとともに、協議会活性化の参考となる事例等の収集や市町村間での情報交換等を行う**ことを推進することを目的としているため、必要に応じて適宜活用されたい。

地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡(平成28年8月26日)

- 平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業(9自治体において実施)の成果を踏まえ、地域生活支援拠点等を整備する上で必要不可欠な観点、留意すべき点等をまとめましたので、参考としていただき、地域の実情に応じた積極的な体制整備をお願いします。(※ 地域の実情により必ずしも全ての事項を網羅する必要はありません。)
- 各自治体における取組の具体例を別紙にお示しますので、併せて参照ください。

1 協議会等の活用

- 協議会等を十分に活用し、どのような支援の拠点等を整備するかの整備方針を検討することが重要です。

【ポイント】

- (1) 地域の実情に応じたニーズを把握し、課題を共有する。
- (2) 地域分析(アセスメント)にあたって、関係者からのヒアリング、調査等の方法を検討する。
- (3) 関係機関等の連携・緊密化を図るため、事業所間・職種間の信頼関係構築の手法を検討する。

【必要な視点】

- 地域生活支援拠点等が担う必要な機能(①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)の5つの必要な機能をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、付加する機能の検討も踏まえ、地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき拠点等の整備方針を掲げることが必要です。

2 関係者への研修・説明会の開催

- 整備方針を踏まえ、拠点等を運営する上での課題を共有することが重要です。

【ポイント】

- (1) 利用者・家族を取り巻く専門職や地域住民に対して拠点等の意義の説明を行い、課題の共有を行いながら、解決策の提案を受ける。
- (2) 研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。

【必要な視点】

- 障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、拠点等の理解促進・普及啓発を進めるとともに、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化することが必要です。

3 地域生活支援拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証

- 拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要です。

【ポイント】

- (1) 多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。
- (2) 相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い、拠点としての機能の充実・発展を図る。

【必要な視点】

- 地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るため、中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能の見直し、強化を図っていくことが求められます。

1 協議会等の活用

(1) 地域の実情に応じたニーズを把握し、課題を共有する。

- ・ 自立支援協議会内にケアマネ連絡会(相談支援専門員等で組織)を設置し、相談支援業務から得られるニーズや社会資源の整理等を行っている。[上越市]
- ・ モデル事業を実施するにあたり、準備委員会を設置し、自立支援協議会委員も参加いただきながら、障害者(家族)の実態とニーズに関するアンケート調査を通じ、課題の抽出と検討を行った。[宇部市]
- ・ 自立支援協議会で地域の課題を抽出し、拠点等に必要な機能を検討した。その結果、緊急時対応の機能がシステム化されていないことから、優先的に整備することとした。[栃木市]
- ・ 協議会に、現行の委託相談支援事業所や障害福祉サービス事業所の職員から構成される作業部会を設け、直接的に支援している職員間で、地域の障害者の地域生活に必要な支援の具体的な検討を行った。[大分市]

(2) 地域分析(アセスメント)にあたって、関係者からのヒアリング、調査等の方法を検討する。

- ・ 親の会等の障害者団体(8団体)へのヒアリング、緊急短期入所委託先へ事業説明を行い、意見交換を行った。[京都市]
- ・ 5か所の市が委託する相談支援事業所に「地域生活準備サポート要員」を配置し、障害者が地域で日常生活を送るうえでどのような困難なことがあり、どのような支援がなされれば解決するのかを実際に相談などの活動(支援)をしつつ聞き取り調査を行った。ときには福祉関係者や施設やその他の機関などを訪問したり、家族から聴取したり、本人に同行するなどして調査した。また、1件ごとに「電話」「メール」「訪問」など、どのような手段で活動(支援)を行ったか、その活動(支援)にどれくらいの時間を要したのか調査し、記録し、集計してニーズの多寡や傾向などについて検証した。[八王子市]
- ・ 緊急時の現状を把握するため、関係する福祉サービス事業所(相談支援、短期入所、居宅介護)に対して実態調査を実施した。また、体験短期入所事業の中で意見交換を行うことでニーズを確認した。[栃木市]
- ・ 地域生活支援拠点等について求められる機能について、具体的な内容について検討するにあたって、関係団体にヒアリング、アンケートを行った。相談支援事業所から業務を通じて困難に感じていること等の聞き取りを行った。[佐野市]

(3) 関係機関等の連携・緊密化を図るため、事業所間・職種間の信頼関係構築の手法を検討する。

- ・ 緊急時の受け入れ・対応を整備するにあたり、関係する福祉サービス事業所(相談支援、短期入所、居宅介護)で話し合う機会を設け、事業所間の意識の統一を図った。また、緊急時には連携が図れるように違う事業同士でも意見交換を行った。[栃木市]
- ・ 今後のスケジュールとして、平成28年7月から、関係の社会福祉法人や医療法人などの代表者会議を開催し、地域生活支援拠点整備について事業所間などで合意形成を図っていく。[上越市]
- ・ 複数法人による地域連携型で、法人の垣根を越えて、公立・中立性を保持したコールセンターを創設するため、市が管轄する施設を活用する。[大分市]
- ・ 自立支援協議会の地域移行・継続支援部会は、5か所の市委託相談支援事業所職員をはじめ、障害福祉サービス事業所等職員、入所支援施設職員、難病患者支援団体等関係者、精神障害者を支援する機関の職員、精神科病院ソーシャルワーカー、障害当事者、一般公募市民、市職員など様々な機関・関係者が集まり意見の交換を行う場でもあり、今回部会の下にPTとして位置づけた準備委員会にも兼務で出席する委員も多く、地域生活支援拠点整備(準備)のため集まる頻度も高く、現場で得た課題や問題点について検証・検討するなかで、5拠点事業所の職員だけでなく、他事業所、機関等、職種等を問わず信頼関係が構築できた。[八王子市]

2 関係者への研修・説明会の開催

(1) 利用者・家族を取り巻く専門職や地域住民に対して拠点等の意義の説明を行い、課題の共有を行いながら、解決策の提案を受ける。

- ・ 地域生活支援拠点等の面的体制整備の中核となる障がい者総合サポートセンターにおいて、「大田区障がい福祉従事者人材育成基本方針」を策定し、方針に基づいた研修等を実施することで、地域における課題を共有した。[大田区]
- ・ 障害者支援学習会を行い、本事業の周知をした。障害者支援学習会は、地域への説明を兼ね公開講座とした。学習会開催を広く周知するため、市広報に掲載したほか、障害福祉関係以外の方や障害当事者の方の参加を促すため、民生委員や高齢者支援機関等、市内の各事業所、特別支援学校などにポスター・チラシを配布し、広く周知することに努めた。学習会の中で、知的、精神障害者の当事者から、日常生活で困っていることやどのような支援があれば良いと感じているか等について直接、参加者に向けて話をしてもらったことも障害者が地域で生活するうえでの課題の共有に役立ったものとする。[八王子市]
- ・ 障害者関係団体を通じ、障害当事者やご家族が日常的に抱える課題と、それらを解決・改善するための方策についてご意見をいただくとともに、障害福祉サービス事業所に対しても、事業所における課題についてご意見をいただきました。[宇部市]
- ・ 専門家を招聘することも検討したが、検討した内容を知ってもらいたい・伝えたいの思いから講演会・シンポジウムを企画、開催。自分たちで、企画することで、機能のありかたについて、より具体的に表現することができた。関係者が一緒になって作り上げることで連携を深めることができた。[佐野市]

(2) 研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。

- ・ 専門的人材の確保・養成のための対策として、発達障がいの早期発見・早期療育に併せて、各関係機関が連携して発達段階に応じたサポート体制を作り上げていくため、発達障がい者における専門家の育成を目指した研修を実施した。[野田市]
- ・ 地域生活支援拠点を整備する上で地域の社会資源である医療機関との連携は重要であると考えますが、どのように連携を図っていくかが今後の課題でもある。また、研修会については、強度行動障害や嗜痰吸引など専門的な研修等を積極的に実施していく。[上越市]
- ・ 協議会等を通じて、委託相談支援事業所からの情報提供等により、夜間帯の精神障害者への支援の難しさを認識することとなった。[大分市]
- ・ 緊急時の受け入れ・対応には、緊急事態が起こらないために様々な想定しておくことや社会資源の利用の検討等の事前の備えが必要である。それには相談支援専門員が特に大きな役割をもつと考えらえるため、相談支援担当者会議にて繰り返し緊急時対応の支援について検討を行った。[栃木市]

3 地域生活支援拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証

(1)多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。

- ・ 区のすでにある資源を適切に把握し、有機的な連携が図れるよう、スーパーバイザー、協議会等を活用し検証した。[大田区]
- ・ 既存の障害者地域生活支援センターに機能付加したことから、「面的整備型」を採用した。[京都市]
- ・ 本市においては多くの事業所が開設されていることに加え、それらをつなぐネットワークづくりもすでに取り組んでいることから、既存の機関の機能を生かしつつそこから漏れるニーズに特化した拠点(地域生活支援拠点)を設置し、その拠点を含め分担して機能を担う体制(面的整備)を形成する折衷モデルとして、拠点整備を強化していきます。[宇部市]
- ・ 地域定着支援等を活用しながら、各地域の社会資源等を活用し、面的整備として関係障害福祉事業所間で連携を図っていく。また、地域定着支援の充実(即対応できる支援体制)や地域定着支援をグループホーム利用者にも活用できる仕組みづくりなどの検討も必要であるとする。[上越市]

(2)相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等随時見直しを行い、拠点としての機能の充実・発展を図る。

- ・ 平成27年度は主に「相談」と「緊急時の受入」のコーディネートを担当するものとして事業を実施した。[京都市]
- ・ 年度ごとに進捗状況を把握し、平成29年度末において、必要な機能が充たされるよう取り組んでいく。[大田区]
- ・ 既存の地域資源を十分に活用して、中・長期的な視点に立って、無理なく持続可能な地域生活支援体制を構築するため、必要な機能については、運営開始後において、障害者のニーズを的確に把握しながら段階的に整備していくことも視野に入れながら人員体制等の具体的な検討を行っている。[大分市]
- ・ 地域生活支援拠点等の機能について、また、相談事例について、自立支援協議会等で検討を行い、関係機関の役割の理解と適切に連携できる体制づくり連携を強化することを今後の取り組みの中に盛り込んだ。[佐野市]



地域生活支援拠点等整備促進のための
全国担当者会議(H28.12.12)

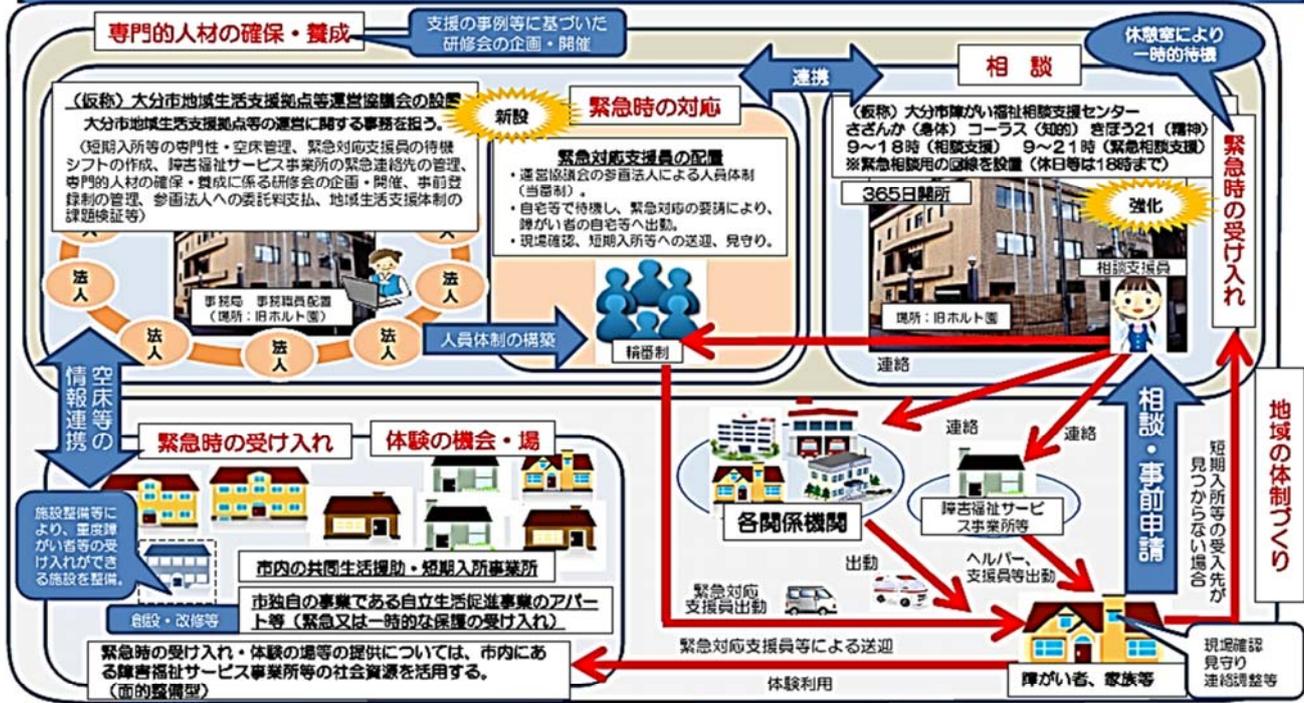
事例発表③:大分県大分市

大分市地域生活支援拠点等整備推進事業



本資料は、大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会の会議資料等を基に作成しており、平成28年度も検討中であるため、今後において内容が変更する場合があります。

大分市地域生活支援拠点等の整備イメージ案【面的整備型】（H28.9.30時点）



- （大分市地域生活支援拠点等の整備に当たって求められる5つの機能の整備内容について）
- ①相談・・・市委託相談支援を365日対応とし、開所時間を現行の18時から21時まで延長することにより、夜間の相談支援体制を強化する。
 - ②体験の機会・場・・・市独自の事業の「自立生活促進事業（アパート等による宿泊訓練等）」の対象者の拡大を図る。
 - ③緊急時の受け入れ・対応・・・緊急時に訪問・見守り・送迎等の緊急対応を迅速に行うため、協力法人の当番制により「緊急対応支援員」を配置し、短期入所、市単独事業で利用している居室、旧ホルト園の休憩室等を活用して緊急受け入れ体制を構築する。
 - ④専門的人材の確保・養成・・・相談支援専門員連絡会等を活用し、緊急時の対応の事例に基づいた研修会等を定期的に開催する。
 - ⑤地域の体制づくり・・・（仮称）大分市地域生活支援拠点等運営協議会を設置し、関係機関との連携体制を構築する。施設整備により、重度の障がい者等の受け入れができるグループホーム・短期入所等の整備を行う。

多機能型・連携型の各問題点

	多機能拠点整備型	面的整備型
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・運営管理が行いやすい ・専門職員育成がしやすい ・支援ネットワーク不要 ・GH定員10→20名までに 	<ul style="list-style-type: none"> ・今のサービスを有効活用 ・財政負担が少ない ・バランスよい3障害対応 ・支援規模の拡大が容易 ・夜間等支援負担が分散
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備の財政負担大 ・建設地の確保困難 ・実施法人に夜間負担大 ・専門性が偏り地域の資源になりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>運営管理</u>が難しい ・<u>ネットワーク構築</u>が難しい ・<u>情報共有</u>が難しい ・<u>当番制の配置は職員育成に時間を要し各法人に熟練した職員が必要</u>

障害者の地域生活の課題・支援ニーズ

地域生活における喫緊の課題

- ① 本人の高齢化・重度化 ⇒ 介護者負担大
- ② 家族の高齢化 ⇒ 介護力が低下し、生活基盤となる暮らしの場が不安定に
- ③ 親族等の頼れる者の減少 ⇒ 介護者の突発的な病気・けが等のリスク高まる

地域生活支援拠点等の必要性

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくための新たな障害福祉施策
⇒ 「地域生活支援体制」が求められている。

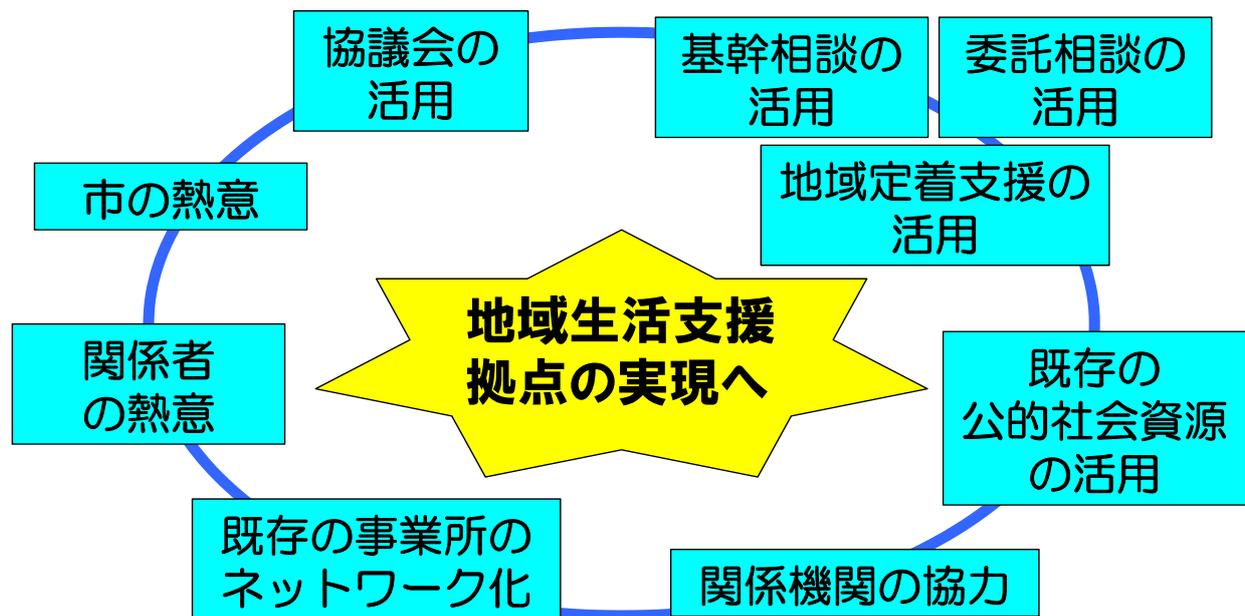
23

夜間帯（18時以降）の連絡の具体例

<u>車いすから落ちた</u>	<u>施設見学に同行してほしい</u>
<u>便が出なくてお腹が痛い</u> (トイレに3時間いる)	<u>家族から殴られて二人で家から逃げてきた。今夜過ごせる場所がなくスーパーにいる</u>
<u>いま退院してきた。ヘルパー支援を</u>	<u>室内で転んで動けない。救急車を呼んでほしい</u>
<u>家族が手術をするが、その間本人の支援は</u>	<u>年金の申請に関すること</u>
<u>本人が多量服薬したので病院受診させたい</u>	<u>福祉サービスの利用に関すること</u>
<u>他事業所のクレームを聞いてほしい</u>	<u>家族が緊急入院して本人が一人残された。心配なので連絡した(民生委員から連絡)</u>
<u>お金の不安</u>	
<u>作業所には行きたくない。変えたい</u>	
<u>死にたい。幻聴が聞こえる</u>	
<u>親がぎっくり腰になった。子どものショートステイ先を</u>	<u>障害のある家族3人を残して父親が戻ってこない</u>

24

市川市の地域生活支援拠点整備(面的整備) に向けて



地域主権が試されている…

みんなで共に考え、共通の目標をもって、
共に作っていきましょう！

まずは、
事例集約と
地域課題
(ニーズ)の
共有化！



がんばろう！